

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例が平成21年4月から施行されます

9月議会において、議員提案による「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」が可決され、平成21年4月1日から施行されます。この条例では、市民、事業者および市の役割を定めるとともに、禁止行為と罰則、地区の自主的な美化活動に対する支援などを定めています。条例の概要についてお知らせいたします。

目的

市民の快適で清潔な暮らしを阻害する身近な問題を防止し、きれいで住みやすい地域社会をつくります。

市民又は事業者が積極的に環境美化活動に取り組む地域を、地域の方々の求めに基づき市が「環境美化推進地域」として指定し、その地域の自主的な環境美化活動を支援していきます。



環境美化推進地域



推進員と指導員が連携し、地域の環境美化活動を進めていきます。



環境美化推進員

地域の環境美化に係る報告、普及および啓発を行うための『環境美化推進員』を、市民、事業者のうちから市長が委嘱します。

環境美化指導員

条例に規定された事項に係る指導、勧告および命令に関することや地域の環境美化に係る報告、普及および啓発を行うための『環境美化指導員』を市職員から任命します。



環境美化推進員を募集（第1期）

募集条件：1団体3名以上（事業者を含む。）

募集期間：12月1日(月)～平成21年2月28日(土)

申込み方法：「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接、市民生活グループ（市役所1階正面玄関左手）に申し込んでください。

*「環境美化推進員応募用紙」の入手方法は、12月1日(月)より市民生活グループ窓口または高浜市公式ホームページから入手できます。